⑶ **第二種学資金に係る財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の利息補てんに係る未収財源措置予定額**

第二種学資金に係る受取利息と財源である財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の支払利息の差額については、独立行政法人日本学生支援機構法第23条の規定及び中期計画に計上されている政府補給金により財源措置されることが明らかであることから、当該事業年度末における未収利息と未払利息の差額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

⑷ **法人化後新たに生じた学資金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額**

法人化後新たに生じた学資金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第23条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、「債権管理規程」及び「中期目標」に基づき適正に債権管理した結果生じた部分について財源措置されることが明らかであることから、回収目標率に基づき算出される予想貸倒引当金相当額を上限として当該学資金に係る貸倒引当金繰入額から受取利息等を控除した額を未収財源措置予定額として計上しております。

⑸ **旧日本育英会から承継した学資金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額**

旧日本育英会から承継した学資金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令附則第３条の規定により文部科学大臣が決定した額（17,519,277,701円）から補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

⑹ **貸倒引当金見積方法の変更により追加で計上される旧債権の貸倒引当金繰入額に係る未収財源措置予定額**

「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則（平成21年３月16日）」の制定に伴い、追加で計上される旧債権に係る貸倒引当金繰入額に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第23条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、平成20年度決算の損失処理において第二期中期目標期間に繰越がなされる金額及び国庫納付がなされる金額を控除した積立金残額では当期総損失を処理できないものと計算される額（22,173,611,784円）について財源措置されることが明らかであることから、同額を未収財源措置予定額として計上しております。

７．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴ **国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法**

近隣の地価や賃借料を参考に計算しております。

⑵ **無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に利用した利率**

当該年度に行った全ての資金調達に係る約定利率の加重平均値0.588%で計算しております。

８．リース取引の処理方法

⑴ **リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引**

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑵ **リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引**

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ　重要な会計方針の変更

独立行政法人会計基準の改訂にともなう重要な会計方針の変更と当該変更による財務諸表への影響は次のとおりであります。

１．資産除去債務に関する会計基準等

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。

この変更が、損益に与える影響はありません。

２．国庫納付に係る会計処理

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律第37号）の施行に伴い、独立行政法人会計基準において独立行政法人が不要財産の国庫納付等に係る会計処理について規定されました。この会計処理により、臨時損失（国庫納付金）7,204,908円を計上しております。

Ⅲ　重要な債務負担行為

該当ありません。

Ⅳ　重要な後発事象

該当ありません。

Ⅴ　減損会計関係注記

１．減損を認識した固定資産

⑴ **職員宿舎**

①　減損を認識した固定資産の概要　（単位：円）

用　途	資産名称	種類	場　所	22年度末帳簿価額（減損後）	減損額のうち損益計算書に計上した額	減損額のうち損益計算書に計上していない額
職員宿舎	百合ヶ丘第２宿舎	建物	神奈川県川崎市麻生区東百合丘	1	0	7,314,807

（注１）帳簿価額は、平成23年３月31日現在の帳簿価額を掲記しております。

（注２）回収可能サービス価額は、正味売却価額を採用し、備忘価額を計上しております。

②　減損の認識に至った経緯

居住性の劣悪さによる利用率の低下を勘案し、平成22年４月１日より閉鎖しました。

なお、減損額のうち損益計算書に計上した金額はありません。

２．使用しないという決定を行った固定資産

⑴ **留学生宿舎**

①　使用しないという決定を行った固定資産の概要

用　途	資産名称	種　類	場　所
留学生宿舎	札幌国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	北海道札幌市豊平区豊平６条
留学生宿舎	仙台第一国際交流会館	土地、建物、構築物、工具器具備品	宮城県仙台市青葉区三条町
留学生宿舎	仙台第二国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	宮城県仙台市宮城野区東仙台
留学生宿舎	東京国際交流館	土地、建物、構築物、工具器具備品、借地権	東京都江東区青海
留学生宿舎	駒場国際交流会館	土地、建物、構築物、工具器具備品	東京都目黒区駒場
留学生宿舎	祖師谷国際交流会館	土地、建物、工具器具備品	東京都世田谷区上祖師谷
留学生宿舎	金沢国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	石川県金沢市もりの里
留学生宿舎	大阪第一国際交流会館	土地、建物、構築物、工具器具備品	大阪府吹田市津雲台
留学生宿舎	大阪第二国際交流会館	土地、建物、構築物、工具器具備品	大阪府大阪市北区神山町